

成年後見制度について

平成29年5月20日(土)

兵庫県弁護士会姫路支部

〒671-0935 姫路市北条口2丁目63番地

谷林・小川法律事務所 弁護士 谷林一憲

目次

- 1 高齢者の財産管理
- 2 成年後見制度の概要
 - ① 成年後見制度
 - ② 法定後見制度の種類
 - ③ 成年後見人等の役割
 - ④ 成年後見人等の監督
- 3 任意後見制度の概要
- 4 成年被後見人が受ける権利の制限
- 5 成年後見人の候補者
- 6 成年後見開始の審判の申立権者
- 7 利益相反行為
- 8 入院・入所契約と医療に関する同意
- 9 後見制度支援信託

1 高齢者の財産管理

① 法定後見制度の利用

② 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

実施主体：都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施）

援助の内容：福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等

③ 未だに判断能力が低下していない高齢者の財産管理

ア 財産管理契約

イ 任意後見制度

ウ 見守り契約 定期的に本人の安否、心身の状態及び生活の状況を確認する旨の契約。

2 成年後見制度の概略

① 成年後見制度

高齢者、障害者等を支援するために設けられた制度。平成12年4月1日施行。

② 法定後見制度の種類

法定後見制度＝本人の判断能力が低下したとき、家庭裁判所が、本人、配偶者、4親等以内の親族、市区町村長等の申立てにより、後見開始等の決定を行い、本人をサポートする制度。

ア 後見

精神上的の障害により、事理を弁識する(物事の道理をわきまえる)**能力を欠く常況**にある方を対象とした類型

イ 保佐

精神上的の障害により、事理を弁識する**能力が著しく不十分な**方を対象とした類型

ウ 補助

精神上的の障害により、事理を弁識する**能力が不十分な常況**にある方を対照した類型

③ 成年後見人等の役割

- ア 財産目録の作成 選任後1ヶ月以内
- イ 財産管理に関する各種手続 金融機関に届け出て、本人の口座から出金できるようにする。
- ウ 自宅不動産の処分 裁判所の許可が必要
- エ 身上配慮義務 成年後見人等は、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮する義務を負う。

④ 成年後見人等の監督

- ・ 定期的に、家裁に、事務報告書を提出。
- ・ 監督人が就くこともある。
- ・ 後見制度支援信託

	同意権※1	取消権※2	代理権
後見人	×	○(日常生活に関する行為以外、民法9条)	○
保佐人	○(民法13条1項の行為について有り)	○(民法13条1項の行為について有り)	△(家裁が付与した事項のみ有り、民法876条の4第1項)
補助人	△(民法13条1項中、家裁が付与した事項のみ有り。同17条)	△(民法13条1項の行為中、家裁が付与した事項のみ有り。同17条)	△(家裁が付与した事項のみ有り。民法876条の9第1項)

○は選任されれば当然に認められる権限、△は選任だけでは認められず、家裁が審判で認めた場合にのみ認められる権限

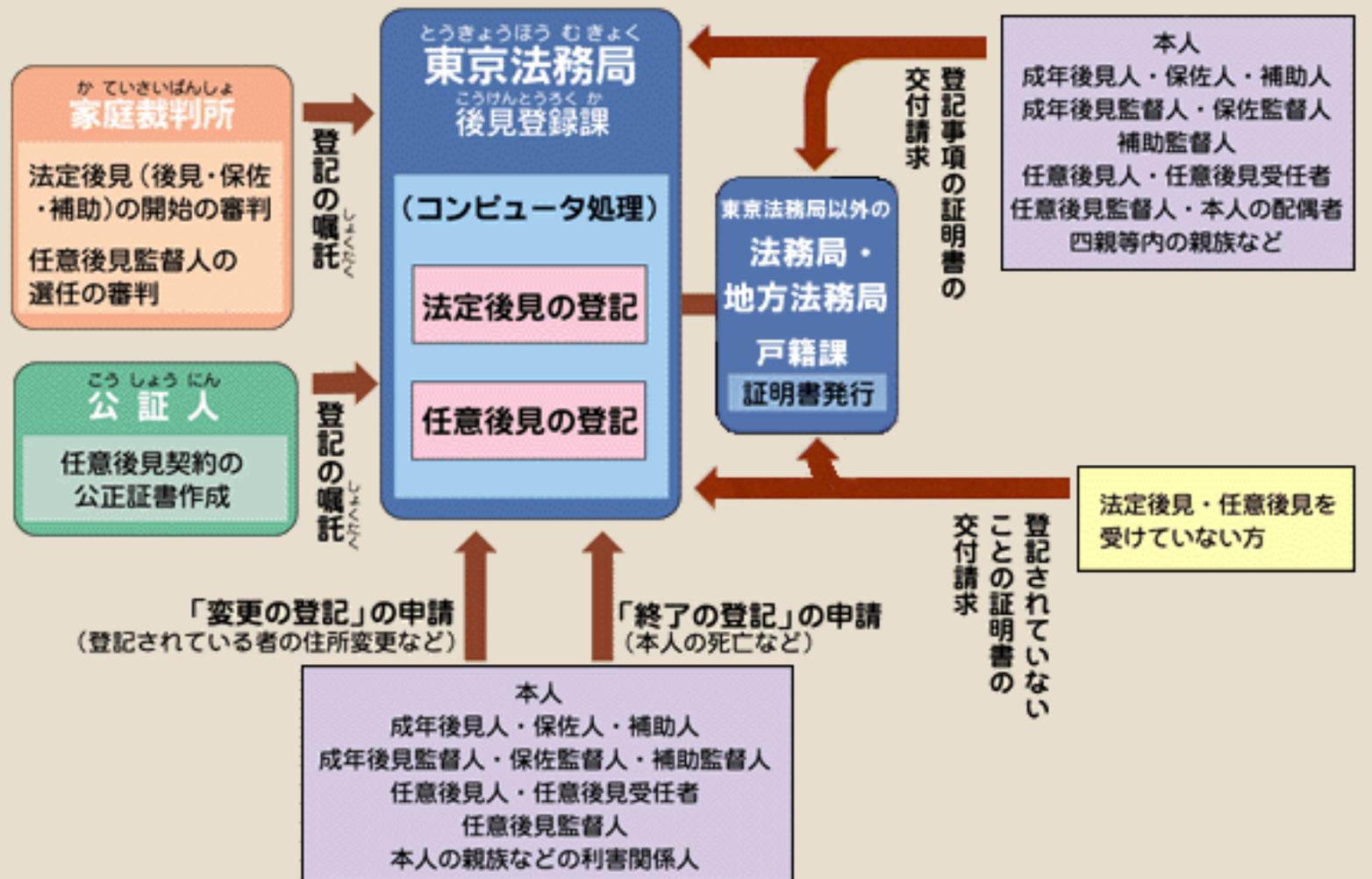
Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談390頁より引用

成年後見制度の改正前後の比較

Q&A 成年後見実務ハンドブック 平成28年12月改訂版を参照

事理を弁識する能力	平成12年4月1日以前	平成12年4月1日以降
事理を弁識する能力を欠く常況にある人	禁治産者	後見
事理を弁識する能力が著しく不十分な人	準禁治産者	保佐
事理を弁識する能力が不十分な人		補助
事理を弁識する能力が不十分な人		任意後見

せいねんこうけんとう きせいど
成年後見登記制度のイメージ



出典 法務省のHP

3 任意後見制度の概略

① 任意後見制度

任意後見契約に関する法律に基づくもの。

本人が、頭のしっかりしているときに、誰を代理人にして、どんな事務を委任するかを決め、公正証書に契約し、本人の判断能力が低下してきたとき、家庭裁判所が任意後見人(代理人)を監督する任意後見監督人を選任したときからスタートする制度。

② 契約の締結について

本人の頭がしっかりしているときに任意後見契約の内容を決める。

代理人を選任する。委託する事務を決める。

→公正証書で契約

③ 任意後見契約の効力発生時期

任意後見のスタート＝本人の判断能力が低下したとき

家庭裁判所が任意後見監督人を選任

④ 契約に当たっての注意点

- ア 本人の判断能力や親族関係の調査
- イ 代理権の範囲

⑤ 介護サービス提供者等の見守りについて

受任者と連携

⑥ 法定後見制度への移行の可否

家裁は、本人のために特に必要と認めるときに限り、法定後見開始の審判等を行うことができる。

任意後見人に付与されていない取消権による本人の保護が必要な場合

任意後見契約における代理権の内容では本人保護が図れない場合

法定後見と任意後見の違い

	法定後見	任意後見
①利用できる人	不十分な人(補助) 著しく不十分な人(保佐) 欠けている人(後見)	ある人 不十分な人
②成年後見人等を決めるのは	家庭裁判所	本人
③監督するのは	家庭裁判所(原則)、後見監督人	任意後見監督人
④開始時期は	後見開始審判等の確定後	任意後見監督人選任の審判確定後
⑤成年後見人等の仕事は	補助・保佐・後見の類型により異なる	契約で決めた内容
⑥法律行為の取消権があるか	ある	なし
⑦成年後見人等の報酬は	家庭裁判所が決める	契約で決める。
⑧報酬の受領時期	開始後、1年後	契約で決めた内容(一般的には定期報酬は毎月末日)
⑨報告時期	1年ごと(原則)	契約で決める(一般的には3ヶ月から6ヶ月に1度)

4 成年被後見人が受ける権利の制限

1 取引に関する能力の制限

- ① 法定後見制度による取消権
- ② 行為能力の制限
- ③ 任意後見契約における本人 行為能力の制限はない

2 各法律が定める制限

- ① 法律上の制限
- ② 役員についての規制 会社の役員、一般社団法人・一般財団法人の役員、医療法人の役員、宗教法人の代表役員になれない。
- ③ その他 弁護士、税理士等の各種資格に関しては欠格事由

3 戸籍への記載 禁治産、準禁治産は戸籍に記載。成年後見等は戸籍に記載されない。

成年後見等は登記されるが、登記に関する証明書は、本人や一定の親族しか請求できない。

4 選挙権 かつては選挙権を否定。公職選挙法の改正により平成25年7月1日以降は選挙権が認められる。

5 成年後見人等ができないこと

① 日常品の購入

自己決定の尊重の趣旨から、本人が生活するために必要な食料品や嗜好品その他の日用品の購入は、成年後見人等の同意を必要とせず、取り消すこともできない。

② 事実行為

事実行為とは、食事や排泄等の介助や清掃、送迎、病院等への付き添いなどの行為をいう。成年後見人等は契約等の法律行為を行うのであり、本人に事実行為の必要が生じたときには、介護保険やその他の制度を利用し、ヘルパーなどの専門家に委ねることになる。

③ 医療行為への同意

医療行為というのは病気や怪我を治療する行為であり、予防接種や歯科治療など比較的簡単なことから、手術や延命措置等広範囲に及ぶ。しかし、これら本人に対する医的侵襲行為に対する判断は本人固有のもので、代理権の及ぶものではないとされている。しかし、実際には、医療機関や福祉施設から本人に対する医療行為について、判断を求められることが多いのも事実。医療行為に対する同意は、成年後見人等の事務の範囲ではないので、親族がいる場合には親族に、いない場合には医師に判断を委ねるべき。

④ 身元保証人・身元引受人・入院保証人等になること

福祉施設の入所契約書には、身元保証人・身元引受人を連帯保証人としている場合があるが、成年後見人等は「財産管理」の中で入所費用の支払いをし「身上監護」の事務を行うのであり、これらに就任することは事務の範囲に含まれていない。

⑤ 居住する場所の指定（居所指定権）

成年後見人等には、代理権の範囲に応じて福祉施設等の入退所に関する契約をする権限があるが、「自己決定の尊重」の趣旨から実際の入退所については、本人の同意が前提であり強制する権限はない。したがって、本人が一人暮らしで、このままでは本人の生活の維持や療養看護を十分にできず、福祉施設等に入所が必要な場合でも本人の同意を得るように説得が必要になる。ただし、緊急の場合や本人の判断能力の状況によってはやむを得ない。

5 成年後見人の候補者について

1 成年後見人候補者がいない場合

2 成年後見人候補者がいる場合

① 成年後見人の欠格事由に該当する場合

ア 未成年者 イ 家裁で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

ウ 破産者 エ 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

オ 行方の知れない者

② 推定相続人の間での紛争がある場合

③ 管理対象財産の範囲ないし管理の困難性

④ 対処すべき問題の複雑性や利害関係

6 成年後見開始の審判の申立権者

1 一般的な申立て

民法7条(本人、配偶者、四親等以内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官)

2 市町村長による申立て

① 市町村長による申立て

老人福祉法32条(65歳以上の者)、知的障害者福祉法28条(知的障害者)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2(精神障害者)

→ 本人の福祉を図るために特に必要があると認めるとき

② 申立ての端緒

支援者や支援機関、関係者などからの発見・要請・相談

③ 虐待の監視と事業者としての役割

成年後見制度は、高齢者虐待事案への一つの対応方法という側面を持つ。

3 本人による申立て

7 利益相反行為とは？

① 利益相反行為

成年被後見人等と成年後見人等との利益が相反する行為で、成年被後見人等に不利益なる行為をいう。

② 利益相反行為がある場合

成年後見監督人がいる場合を除いて、成年後見人は、特別代理人を選任する請求を家庭裁判所にしなければならない。

③ 問題となる場合

ア 施設職員が施設入居者の成年後見人等になること

イ 成年被後見人等のケアプランを作成するケアマネージャーが成年後見人等になること

8 入院・入所契約と医療に関する同意

1 問題の所在

医療行為が違法性を阻却し、業務行為として適法になされるための要件

①医学的適応のもとに医師が治療目的を有していること、②医療行為の方法が現抱いて医療の見地から見て妥当と解されること、③患者本人の同意があること

2 入院・入所契約

病院に診療を依頼したり入院を依頼して診療費・入院費の支払いを約束する診療契約、入院契約、老人施設に入所する入所契約を締結することは、成年後見人等の権限に含まれる。

3 医療に関する同意

ア 家族の同意

医療の現場では本人による同意が得られない場合は家族の同意。

イ 成年後見人の同意

本人の医療行為について同意権を有しない。

緊急避難、緊急事務管理、本人の推定的同意を援用。

9 後見制度支援信託

1 導入の背景

平成12年に成年後見制度がスタートした当初は、本人の親族が後見人になるケースがほとんどだった。本来、後見人は本人の財産を維持・管理しなければならない立場だが、後見人自身の経済状況の悪化により被後見人の財産を横領することが増えた。後見人によって財産が横領されると、被後見人が被害を受けるだけでなく、成年後見制度自体の信用がなくなる。平成24年から後見制度支援信託という制度が開始された。

2 後見制度支援信託とは

後見制度支援信託は、本人が日常生活で使用する分を除いた金銭を、信託銀行等に信託することで、後見人による本人の財産の横領を防ぐ制度。これにより、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには、家庭裁判所の指示書が必要になり、後見人が勝手に払い戻しや解約をすることができなくなる。

なお、信託財産は元本が保証され、預金保険制度の保護対象になりますが、信託することができる財産は金銭に限られる。また、信託銀行のほとんどが最低1000万円からの利用を前提にしているので、実際には本人に1000万円以上の預貯金がある場合が対象となる。

3 利用される事案

後見制度支援信託を不相当とする場合

- ① 管理財産が多岐にわたるなど財産管理が複雑な場合や紛争性のある事案
- ② 本人の財産に関する遺言の存在が明らかな場合
- ③ 財産管理に専門的な知見を要せず、後見事務を任せられる親族がいる場合
- ④ 本人の生活状況等から、収支予定を立てることが困難な場合

4 専門後見人の関与

最初に専門職後見人が選任され、専門後見人が信託条件を整えた上で信託契約を締結し、親族後見人に引き継ぐ

5 遺言との関係

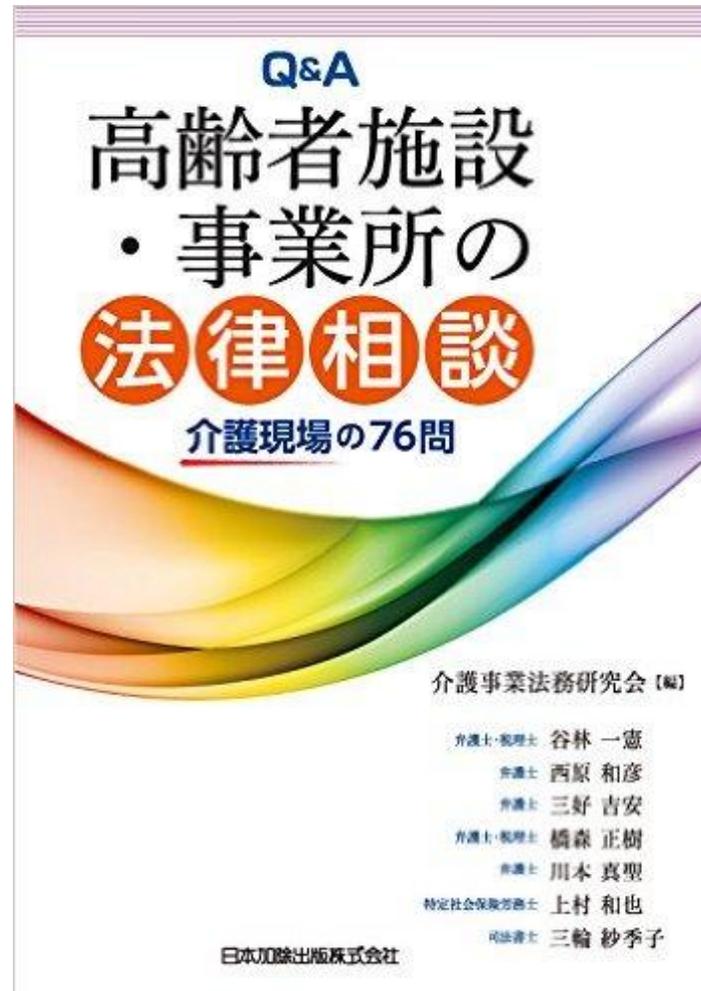
遺言があるにもかかわらず、それを知らずに成年後見人が信託契約によって成年後見人の財産の処分をしたこととなり、遺言が事実上無効となってしまうおそれがある。何らかの手当が必要。

6 臨時に金銭が必要となった場合

成年後見人の手元にある現金・預貯金は日常的に使用する金銭の範囲にとどまる。

臨時に金銭が必要となった場合、成年後見人が家裁に申告して家裁から指示書の発行を受け、この指示書をもって信託銀行から払い戻しを受ける。

Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談
—介護現場の76問(日本加除出版) —2015/7



参考文献

Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談
—介護現場の76問(日本加除出版) -2015/7

Q&A 成年後見実務ハンドブック 平成28年12月改訂版
司法書士 田中亮一(セルバ出版) -2017/1/24

兵庫県弁護士会 姫路支部のご紹介

1. 兵庫県弁護士会姫路支部は姫路市、加古川市、たつの市、宍粟市、加東市、小野市、加西市に事務所を置く弁護士が加入しており所属弁護士数は現在127名で、播磨地区の法的ニーズに十分に 대응することが出来る規模の支部です。
- 2 兵庫県弁護士会姫路支部は、人口150万人近くを擁する播磨地区（中播磨、西播磨、東播磨、北播磨）において、弁護士会姫路支部会館を拠点として、様々な事件の解決に取り組み、播磨地区の地域司法の一端を担っています。

法律相談センターでできること ～あなたのそばに弁護士はいます～

法律相談センターは、あなたの身近な相談相手です。弁護士の紹介を希望される方には、紹介も行っています。

1 どんな相談ができますか？

離婚、交通事故、労働問題、借金問題(多重債務、過払い)、企業法務、賃貸借、医療問題、いじめ問題、境界問題、その他お困りごと

2 土曜相談もあるのですか？

仕事があつてなかなか相談に行けないという方のため、土曜相談も実施しています。

3 依頼もできるのですか？

問題解決のために弁護士に依頼されたい時は、相談を担当した弁護士にその場でご依頼いただくことができます。
また、担当者以外の弁護士の紹介を希望されるときは、弁護士の紹介もできます。

4 依頼した場合、何をやってもらえるのですか？

調停事件への対応、裁判事件への対応に限らず、調停、裁判になる前に、内容証明郵便を送ったり、依頼者に成り代わって示談交渉もしてもらえます。